

医学部新入生の皆さんへ

名古屋市立大学医療人育成課

感染症抗体検査・ワクチン接種について

名古屋市立大学医学部へのご入学おめでとうございます。

医学部では、1年生から教養教育の地域参加型学習や専門教育において、病院等の医療機関の見学や医療に関する実習が行われます。これらの教育時における感染防止をはかるため、下記の項目の検査を各自受けていただき、検査結果および過去の接種歴が分かるもの（母子手帳等の写し）を4月12日（金）の地域参加型学習の講義までに準備してください。

感染症抗体検査の結果は、病院等の医療現場の見学や医療に関する実習に必要です。感染予防のための抗体価が不十分であると判定された場合には、必要に応じて医療機関にてワクチン接種を受けていただきます。接種を済ませていない場合、見学や実習を実施できないことがあります。

記

1. 検査項目

疾患名	検査方法 <small>(注1)</small>	抗体のレベル：本学の陽性基準
麻疹	①IgG EIA 法	16.0 以上
*①または②の検査方法	②PA 法	1：256 以上
風疹	①HI 法	1：32 以上
*①または②の検査方法	②IgG EIA 法	8.0 以上
流行性耳下腺炎(ムンプス)	IgG EIA 法	4.0 以上
水痘	IgG EIA 法	4.0 以上

(注1) 必ず上記の指定の方法による検査を受けてください。

(注2) 検査結果が各医療機関の基準で陽性と判定された場合でも、本学の陽性基準以下の場合にはワクチン接種が必要です。

2. 検査機関

検査は、各自、医療機関で受けてください。なお、医療機関は指定しませんが、上記の方法による検査が行われているかどうか確認した上で受検してください。(名古屋市立大学病院では、検査を受けることはできません。)

3. 検査結果の提出

提出の日時・方法は入学後の地域参加型学習の講義にて連絡します。検査結果は A4 用紙にコピーし、上記疾患の過去のワクチン接種歴または罹患歴がわかるもの（母子健康手帳等のコピー）とあわせて、1 回目の地域参加型学習の講義時（4 月 12 日）に持参してください。検査結果が出るまでに時間を要する可能性もあることから、3 月中の検査をお勧めします。

(注3) 氏名、検査日、医療機関名等が明示されていることを確認してください。

(注4) 検査結果の原本は入学後に配布される「感染症等の抗体検査結果と予防接種の覚え書き」に貼付し、必ず各自で卒業まで大切に保管してください。

尚、検査結果は個人情報として医療人育成課医学教育係（医学部事務室）で厳重に管理し、その利用は学生教育上の場合に限定します。

問い合わせ先
名古屋市立大学 医療人育成課医学教育係
電話 052-853-8545

名古屋市立大学医学部
令和6年度入学生の皆さま

名古屋市立大学医学部長

学生損害賠償責任保険等の加入について

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

さて、医学部におけるカリキュラムでは名古屋市立大学医学部附属病院を始めとする医療機関での臨床実習がプログラムされています。実習中における事故の予防につきましては万全を期していますが、実習受け入れ医療機関からは万が一に備え損害賠償責任保険の加入を義務付けられています。

このことから、医学部生の皆さんは、他学部の新入生も全員が加入する『学生教育研究災害傷害保険（学研災）』に併せて、『接触感染予防保険金支払特約』及び、付帯の「学研災付帯賠償責任保険Cコース『医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）』』に加入します。

学研災保険料（6年間）	4,700円（通学中等障害危険担保特約含む）
接触感染予防保険金支払特約保険料	100円
医学賠保険料（6年間）	3,000円

保険料は、入学手続き時に納付していただく諸団体納付金（参考：令和5年度：263,800円）に含んでおり、加入手続きは大学で一括して行います。

大学として加入を義務づけている保険は、上記の「学研災（通学特約・感染特約付保）」と「医学賠」です。これ以外に大学生協同組合が運営する学生総合保険や学生損害賠償責任保険等の加入についてお勧めがありますが、あくまで加入は任意です。

医療人育成課医学教育係
（医学部事務室）
TEL：853-8545

（2023年12月現在）

令和6年2月吉日

医学部新入生保護者 各位

名古屋市立大学医学部長

医学部保護者説明会・施設見学会のご案内

名古屋市立大学医学部に、ご入学おめでとうございます。医学部を代表して、心からお祝い申し上げます。

さて、医学部では、教育方針・目標並びに施設につきまして、保護者の皆様にご説明申し上げる機会として、例年「医学部保護者説明会」「施設見学会」を実施しており、令和6年度は下記のとおり予定しております。お忙しいとは存じますが、ご出席いただければ幸いです。

つきましては、準備の都合上、以下「医学部保護者説明会・施設見学会出欠票」を、ご入学手続の際にご提出していただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行状況により、予定及び開催の有無について変更する場合がありますことをご了承願います。

記

- 1、日 時 令和6年4月5日（金） ※入学式は10時より名古屋国際会議場にて
①保護者説明会 13:00～14:20（30分前より受付開始予定）
②施設見学会 14:30～16:30（終了予定）
- 2、会 場 名古屋市立大学 桜山キャンパス 基礎教育棟5階 講義室3
※ご出席の方は、入学式後、各自でご移動（昼食を含む）願います。
- 3、問合せ先 名古屋市立大学 医療人育成課医学教育係
(医学部事務室) TEL 052-853-8545
以上

キリトリ線

(裏面：案内図あり)

令和6年度 医学部保護者説明会・施設見学会出欠票

- ① 保護者説明会に（出席・欠席）します。
② 施設見学会に（出席・欠席）します。（いずれかに○をつけてください）

保護者	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(注1) ご出席者は1名までとさせていただきます。

新入生	ふりがな	
	氏名	

名古屋市立大学 桜山（川澄）キャンパス 交通アクセス

- ▼ 詳細はこちら → <https://www.nagoya-cu.ac.jp/access/sakurayama.html>

桜山（川澄）キャンパス 案内図

- ▼ 地下鉄桜通線 桜山駅 3 番出口から、名古屋市立大学病院へのアプローチを通り、医学部基礎教育棟 5 階「講義室 3」へお越しください。

※車いす等階段利用が困難な場合は、エレベーターをご利用ください。



ご入学の皆さまへ

名古屋市立大学経済学会

名古屋市立大学経済学会入会について

合格おめでとうございます。

名古屋市立大学経済学会は、本学部教員、大学院生、学部学生からなる会員によって構成されております。機関誌『オイコノミカ』の発刊、学術講演会・研究会開催、本学会会員の学部学生・大学院生の研究活動支援等を行っていますが、これらの学会活動は、会員、学生会員からの会費によって支えられております。

名古屋市立大学経済学会の機関誌『オイコノミカ』は、経済学や経営学およびこれらに関連する諸科学の発展に寄与することを目的として、本学部創設と同時に発刊された学術研究雑誌です。『オイコノミカ』は、本学部教員を中心に執筆され、また広く一般から優秀な論文を求める等の努力が重ねられた結果、現在内外の高い評価を得るにいたっています。『オイコノミカ』は本学図書館等で閲覧でき、これから経済学や経営学を勉強される皆さんに役立つものと存じます。

今回本学に入学される皆さんは、学生会員となることによって本学会の活動に貢献されることとなります。学生会員会費4年分6,000円を入学手続きの際にお納め下さるようお願い申し上げます。

※なお、お納めいただいた学生会員会費の返金はできませんので、予めご了承ください。

経済学部入学生ならびに保護者の皆様

パソコン及び通信環境の整備について

皆様、ご入学おめでとうございます。

名古屋市立大学では、大学からの連絡や資料送付、レポート提出などを、大学専用の Web システムで行うため、ご自宅でパソコンを使用する機会が多くあります。また、教育効果を高めることを目的に、多様なメディアを高度に利用するためパソコンを使用することを前提とした授業もございます。

こうした状況を踏まえ経済学部では、皆様のご自宅にパソコンと通信環境をご用意いただくことを推奨しております。ご用意いただくにあたり、家計へのご負担をおかけすることと存じますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆これからご用意いただく方は、下記を参考にしてください。

●パソコン

持ち運び可能なノート型パソコンを推奨します。授業によっては、パソコンを使用して行うものもあり、大学にパソコンを持参いただくこととなります。また、3年生から演習（ゼミ）が始まると、大学でパソコンを使用する機会が増加します。

カメラとマイクが内蔵されているパソコンが望ましいですが、ないようであれば、必要に応じて、外付けのカメラとマイクをご準備ください。

●ソフトウェア

① OS（基本ソフトウェア）

Microsoft Windows 10/11 (Home/Pro) もしくは、Apple macOS (アップデートが可能なもの)

※ Windows 10 のサポートは 2025 年 10 月に終了予定ですので、将来的なアップグレードが必要です。

② Office アプリケーション

名古屋市立大学では、在学中は Office アプリケーション (Word / Excel / PowerPoint / Outlook など) を、無償で学生が所有する PC (Windows, macOS とともに) にインストールして使用することができます。したがって、これらのアプリケーションを PC と同時に購入していただく必要はありません。ただし、利用可能となるのは入学後となり、本学卒業後は使用できなくなります。

※ 購入したものを使用しても差し支えありません。購入される場合は、Microsoft Office については、Windows、macOS の別でさまざまなエディションが販売されています。Word, Excel, PowerPoint が利用可能であることを確認の上、ご購入ください。

●通信環境

通信方式により、通信速度や通信量が異なりますが、通信速度が速い方が、「遠隔授業」を安定して受講できます。通信量は、「遠隔授業」が多い場合は、月に 50GB (あるいは、それ以上) に達することもありますので、契約の際にご注意ください。

また、学内には無線 LAN 設備がございますが、接続しにくい場所もありますのでご注意ください。

ご不明な点は、山の畑事務室 経済学部 学務係 まで、お問い合わせください。

電話：052-872-5805 メール：yama-economy@sec.nagoya-cu.ac.jp

芸術工学部保護者説明会およびキャンパス見学のご案内

このたびはご子息、ご息女のご入学おめでとうございます。

さて、芸術工学部では保護者の皆様に本学部の概要をご理解いただくため、北千種キャンパスにて、保護者説明会およびキャンパス見学を開催いたします。

説明会では、学部スタッフより学部の特色、教育方針、就職状況等についてご説明させていただきますのでぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数をおかけしますが、申込票に必要事項をご記入の上、入学手続きの際、併せてお知らせくださいますようお願い申し上げます。

記

保護者説明会およびキャンパス見学

日 時 令和6年4月5日（金）午後1時～2時30分（終了予定）
会 場 名古屋市立大学芸術工学部（北千種キャンパス）
総合情報センター北千種分館（図書館）2F 大講義室
注意事項 公共交通機関をご利用ください。

（お問合せ先） 名古屋市立大学芸術工学部事務室 （052）721-1225（直通）

----- ✕ キリトリ線 -----

芸術工学部保護者説明会およびキャンパス見学の出席について

新入生氏名

- _____
- 情報環境デザイン学科
 - 産業イノベーションデザイン学科
 - 建築都市デザイン学科

出席者氏名
(保護者)

連絡先

E-Mail

電話 () -

名古屋市立大学 芸術工学部に入学される皆様へ

「入学までに準備すべき学習環境についての案内」に関するファイルのリンクを送付します。入学後の自宅の学習環境やパソコン等について書かれたものです。昨今のコロナ禍、DXの推進といった社会の変化やそれらに関連した大学の教育研究環境の変化に伴い、芸術工学部では2023年度よりBYOD*が標準化されることとなりました。キャンパス内の共有施設である工場等には皆さんが研究・制作に使用可能なコンピュータ等の機材が設置されていますが、基本的には皆さんが各自で所有するパソコン等を使用して勉学に励むこととなります。

BYODに適した機材は学科ごとに若干傾向が異なります。各自、所属学科のリンク先にある書類をよく読んで準備を進めてください。なお、必要に応じて補足説明等を追加することがあります。リンク先では補足説明の有無が確認しやすいようファイル名を設定する等しますので、リンク先を定期的（10日に一度程度）に確認するようお願いいたします。（芸術工学部教職員一同）

* BYOD（Bring your own device; ビーワイオーディ）とは、学生や社会人が個人保有の機器（ノートPC等）を学校や職場に持ち込み、それを学業や業務に使用することを指します。

【情報環境デザイン学科】

・短縮URL↓

<https://bit.ly/3RSKFkm>

・QRコード→

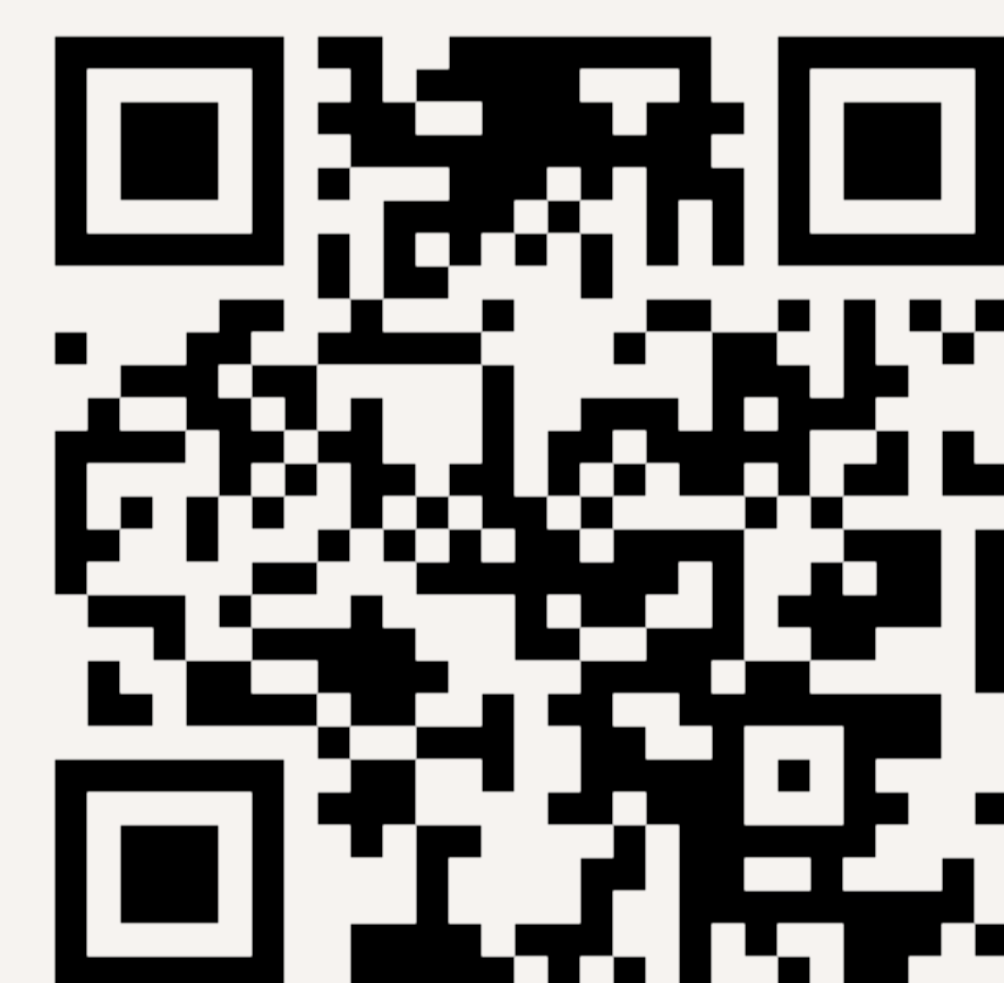


【産業イノベーションデザイン学科】

・短縮URL↓

<https://bit.ly/3Xt2ozU>

・QRコード→



【建築都市デザイン学科】

・短縮URL↓

<https://bit.ly/2XYhwJj>

・QRコード→



看護学部新入生の皆さんへ

名古屋市立大学看護学部事務室

感染症抗体検査のご依頼

名古屋市立大学看護学部へのご入学おめでとうございます。

看護学部では、1年生から教養教育の地域参加型学習や専門教育において、病院等の医療機関の見学や実習が行われます。つきましては、これらの教育時における感染防止対策をはかるため、入学に先立って、下記に従い各自で検査を受けていただきますようお願いいたします。

記

1 検査項目

疾患名	検査方法 ^(注1)	抗体のレベル：本学の陽性基準
麻疹	①IgG EIA 法	16.0 以上
*①または②の検査方法	②PA 法	1：256 以上
風疹	①HI 法	1：32 以上
*①または②の検査方法	②IgG EIA 法	8.0 以上
流行性耳下腺炎(ムンプス)	IgG EIA 法	4.0 以上
水痘	IgG EIA 法	4.0 以上

(注1) 必ず上記の指定の方法による検査を受けてください。

2 検査機関

検査は、医療機関で各自受けてください。なお、医療機関は指定しませんが、上記の方法による検査が行われているかどうか確認した上で受検してください。(名古屋市立大学病院では、検査を受けることはできません。)

3 検査結果の提出

提出の日時・方法は入学後の地域参加型学習の講義にて連絡します。検査結果はA4用紙にコピーし、上記疾患の過去のワクチン接種歴がわかるもの(母子健康手帳等のコピー)とあわせて、2回目の地域参加型学習の講義時に持参してください。

(注2) 氏名、検査日、検査方法、抗体価が明示されていることを確認してください。

(注3) 検査結果の原本は入学後に配布される「感染症等の抗体検査結果と予防接種の覚え書き」に貼付し、必ず各自で卒業まで大切に保管してください。

4 その他

- 看護学部では、病院等の医療機関の見学や実習の前に感染症抗体検査の結果を確認することを必須としています。感染予防のための抗体価が不十分であると判定された場合には、必要に応じて、医療機関にてワクチン接種を受けていただきます。ワクチン接種については、入学後のオリエンテーション等において説明します。
- 検査結果のコピーは、個人情報として看護学部事務室で厳重に管理し、その利用は学生の教育上必要な場合に限定し、卒業後に一定の期間を経て廃棄します。看護学部事務室では、本人からであっても、検査結果の問い合わせには原則応じません。

(問い合わせ先) 名古屋市立大学看護学部事務室 (川澄キャンパス内)

電話 052-853-8038

名古屋市立大学看護学部
令和6年度入学生の皆さま

名古屋市立大学看護学部長

学生損害賠償責任保険の加入について

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

さて、看護学部では、1年次から4年次まで医学部附属病院を始めとする医療福祉機関での医療関連実習がプログラムされています。実習中における事故の予防につきましては万全を期していますが、実習受け入れ医療福祉機関からは万が一に備え損害賠償責任保険の加入を義務付けられています。

このことから、看護学部生の皆さんは、他学部の新入生も全員が加入する『学生教育研究災害傷害保険（学研災）』（病院で臨床実習を行う学生を対象とした接触感染予防保険金支払特約が含まれます）に併せて、付帯の「学研災付帯賠償責任保険『医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）』」に加入します。

学研災保険料（4年間）	3,370円
-------------	--------

医学賠保険料（4年間）	2,000円
-------------	--------

保険料は、入学手続き時に納付していただく諸団体納付金に含んでおり、加入手続きは大学で一括して行います。

これ以外に大学生協同組合が運営する学生総合保険や学生損害賠償責任保険、総合補償制度「Will」等の加入について紹介がありますが、加入は任意です。

看護学部事務室学務係
蓮尾（853-8037）

名古屋市立大学看護学部 新1年生

実習ユニフォーム試着についてのご案内

実習ユニフォームの試着を以下の日程で行います。

日時:令和6年4月4日(木) 看護学部ガイダンス終了後

場所:桜山キャンパス

試着物品:実習ユニフォーム(上下)・ナースシューズ

1. 申込方法

- 実習ユニフォーム・ナースシューズは大学生協での事前注文となっています。
(購入手続き・入金確認後に、上記期日でサイズを確認し発注する流れです)
- 用品・価格・申込方法の詳細は、大学生協がお送りしている「新入生のための必須教材のご案内冊子」に掲載の「医薬看連携 地域参加型学習用品のご案内」をご覧ください。

2. 当日の試着方法と留意事項

- 必ず試着をしてサイズを確認後、発注となります。
- 実習室で試着するため、ヒールのある靴は不可です。必ず運動靴またはスリッパをご持参ください(貸し出しはありません)。
- ナースシューズのサイズ間違いを防ぐために、靴下を履いた状態で試着していただきます。必ず靴下をご持参ください。

3. 欠席時の対応

- やむを得ず欠席する場合は、事前に下記問い合わせ先まで連絡をしてください。
- 4月12日(金)までに、個人で大学生協(川澄店)にて試着(ならびに注文)をしてください。

問い合わせ先:名古屋市立大学看護学部 電話番号 052-853-8038(代表)
担当教員:澤田美和(4階410研究室)、山口(2階218研究室)

入学生のみなさまへ

ノートパソコンご準備のお勧め



名古屋市立大学看護学部での学習では、レポート課題の作成や遠隔授業の受講などでパソコンを使用します。そこで持ち運び可能な自分専用のノートパソコンをご準備いただくことをお勧めします。以下に4年間使用することを考えて推奨するノートパソコンの要件（推奨スペック）を記します。自分専用として新たにノートパソコンをご購入する際の参考にさせていただければと思います。

◆ Windows ノートパソコンの推奨要件（スペック）

項目	推奨スペック	備考
CPU 右のいずれか	Core i3、Core i5、Core i7、 Ryzen 3、Ryzen 5、Ryzen 7	格安 CPU を選ぶ場合、Intel N100 や Celeron N5100 なら許容範囲内です
メモリ	8GB 以上（16GB 以上推奨）	4GB 以下だと使いにくくなります
ストレージ	SSD 256GB 以上 M.2 SSD ならより良い	HDD と eMMC は極力避けてください
画面サイズ 解像度	12～16 インチ フルHD (1920x1080) 以上	17 インチ以上は重くなり持ち運びに不向きです 11 インチ以下でも良いが、視認性に劣ります
重量	1kg 前後～2kg まで	実際に持ってみて決めてください 1.5kg を超えると持ち運びが辛くなります
バッテリー	駆動時間 10 時間以上	学内の電源コンセントは多くないので、駆動時間は長い方が使いやすいです
DVD ドライブ	あっても良い	無くても困ることは少ないです
OS	Windows 11、Windows 10	Pro でも Home でも良いです

◆ Mac ノートパソコンの推奨要件

現行の MacBook Pro、MacBook Air であればどれも十分な性能を持っています。

◆ アプリ（ソフトウェア）の要件

本学学生は、在学中、Word、Excel、PowerPoint 等が含まれる Office 365 Education A3 を、自身のパソコンにインストールして使用できるため、在学中は、ご自身で Microsoft Office 関係のアプリを購入する必要はありません。インストールの方法等は、本学ウェブサイトの「新入生の皆さんへ」のページに掲載予定です。卒業後も継続して Office を使用したい場合は、卒業後、Office アプリを購入する必要があります。

問合せ先：名古屋市立大学看護学部 ICT 専門委員 学生用ノートパソコン担当：鏡
E-mail: kagami@med.nagoya-cu.ac.jp

入学生のみなさまへ

(看護学部) 入学後のキャンパス通学について

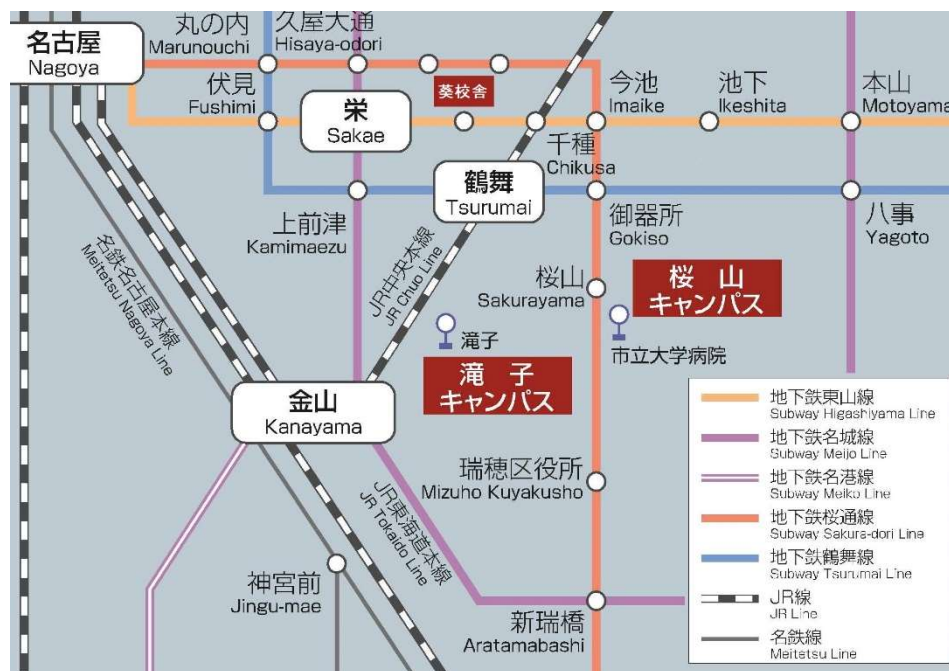
名古屋市立大学看護学部では、定員数が120名に増加したことに伴い、令和5年度入学生から桜山キャンパスと滝子キャンパスに加えて、葵校舎を併用することになりました。それぞれのキャンパスに通学できるよう、定期券等を購入してください。

(通学定期券の購入全般についての注意事項等は「通学定期券の購入について」を参照)

○使用予定のキャンパス (履修する授業等によって異なる可能性があります)

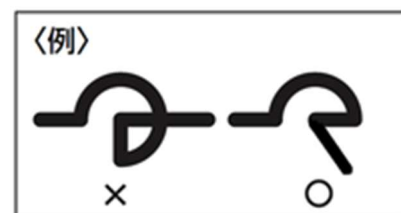
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
前期	滝子	葵、滝子	葵	滝子	桜山、滝子
後期	滝子	葵	葵	滝子	桜山、滝子

○鉄道路線図と各キャンパスの位置関係



○地下鉄定期券の経路 (名古屋市営地下鉄 HP より)

- 地下鉄の定期券は「一筆書き」で描ける経路で乗換が3回以内なら購入できる。
- 経路の交差、駅の重複はできない。
- 3回以内の乗換でも乗換駅と経路・接続号線を判別する駅 (大曾根、金山、西高蔵、国際センター、吹上) の総数が5駅を超える場合は、発売できないことがある。
- 定期券の料金は「一筆書き」の経路の長さで決まる。



名古屋市立大学看護学部
入学生保護者 各位

名古屋市立大学看護学部 学部長

看護学部保護者説明会のご案内

この度は、ご入学おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

さて、当学部では、教育内容や学生生活、学習施設等につきまして、保護者の皆様にご説明申し上げる機会として、「看護学部保護者説明会」を下記のとおり予定しております。お忙しいとは存じますが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

つきましては、誠にお手数ではございますが準備の都合上、「看護学部保護者説明会出欠票」を、入学手続の際にご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

- 日時 令和6年4月5日(金) 午後1時30分から4時00分(予定)
- 会場 名古屋市立大学桜山キャンパス看護学部棟3階308講義室
※ 入学式は学内ではなく別の会場で行われます。入学式終了後、ご昼食を済まされた上で、公共交通機関等にて会場までご移動ください。
※ カリキュラムの説明等を90分程度行った後、病院見学(約60分)を予定しています。病院見学は、歩きやすい履物でご出席ください。なお、病院見学は都合によって中止・変更の可能性がございますのでご了承ください。
- お問合せ 名古屋市立大学看護学部事務室 (Tel 052-853-8037)
※ 会場席数の都合上、ご出席者は原則1名とさせていただきます。なお、学生本人は本説明会に出席できません。

キリトリ線

看護学部保護者説明会 出欠票

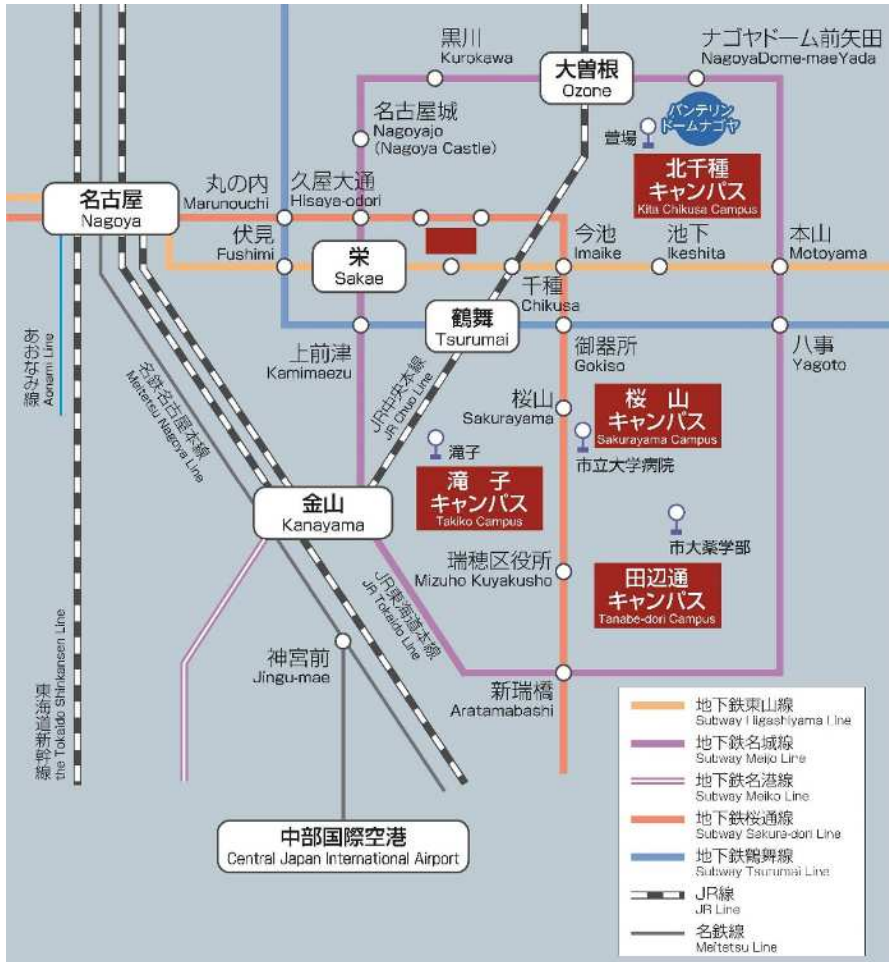
看護学部保護者説明会に(出席 ・ 欠席)します。

看護学部保護者説明会後の病院見学を(希望します ・ 希望しません)。

出席者 (保護者)	ふりがな	
	氏名	

学 生	ふりがな	
	氏名	

○名市大アクセスマップ



○葵校舎アクセスマップ



保護者各位

名古屋市立大学データサイエンス学部長

データサイエンス学部保護者説明会のご案内

データサイエンス学部へのご入学おめでとうございます。

本学では、令和6年4月5日（金）10時より名古屋国際会議場にて入学式を行います。データサイエンス部では保護者の皆様に本学部の概要をご理解いただくため、入学式後に保護者説明会を開催いたします。

説明会では、本学部教員より学部の特色、教育方針、進路等についてご説明させていただく予定でございます。また、保護者の方からのご質問等にもお答えさせていただきます。説明会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

つきましては、お手数をおかけしますが準備の都合上、ご出席を希望されます場合は、下記事項をご記入のうえ入学手続の際にご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

○保護者説明会

・日 時 令和6年4月5日（金） 午前11時頃（入学式終了後）～12時頃（予定）

・会 場 名古屋国際会議場会議室 232 及び 233

（問合先）名古屋市立大学山の畑事務室
電話 (052)872-5885（直通）

キ リ ト リ 線

データサイエンス学部保護者説明会の出席について

学生氏名 _____

保護者に出席します。

出席者氏名 _____
(保護者) _____

(注) ご出席は2名までに限らせていただきます。

ノート型パソコンご準備のお願いとお知らせ

1. 趣旨

名古屋市立大学データサイエンス学部では、学生が自律的に学ぶ力を育成するために各学生がノートパソコン等を持参して学ぶBYOD(Bring Your Own Devices)を推進します。これは全学的な方針でもあり、レポート、プレゼンテーション資料の作成等に加え、一部オンライン授業も実施されています。このようにパソコンを使う機会が増えている状況も踏まえ、本学部への入学に際しましては、自分専用のノート型パソコンをご準備いただきますようお願いいたします。

入学に際し、家計へのご負担をおかけすることと思いますが、何卒ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

2. ご用意いただくパソコンについて

(1)推奨仕様

1. 持ち運び可能なノート型パソコンとしてください。なお、OS(基本ソフトウェア)については、Windowsをお選びください。
2. 後述の要件に合致するノートパソコンをお持ちの場合、新たにご購入いただく必要はありません。
3. 新入生学部別ガイダンス、保護者説明会(入学式後)において、担当教員による説明を行います。

パソコンについてのご相談がございましたら、下記問い合わせ先より教員にご相談ください。なお、内容によってはすぐにご回答をお送りできない場合がありますことをご了承ください。

問合せ先: contact@ds.nagoya-cu.ac.jp

4. パソコンは入学時までにご用意ください。

コロナ禍の状況によっては遠隔授業の受講とそれに伴う課題作成のためにパソコンが必要となる場合があります。

(2)パソコンを新規に購入される場合

■Windows PC の購入について

下記の仕様を満たすパソコンをご準備ください。

- ・ OS:最新OS であるWindows 11 を推奨。ただし、Windows 10 (64ビット)でも可。(Home / Pro はどちらでも可。)
- ・ CPU :Intel 製 Core i5以上。
- ・ メモリ:16GB 以上。
- ・ 記憶装置(ストレージ):256GB(SSD を推奨)。
- ・ ディスプレイの解析度:1,920×1,080以上。

- ・セキュリティ対策: Windows Defender でよい。
- ・その他: USB-C、HDMIインタフェースを備えていること。
カメラ、マイクが付いていること。
持ち運ぶことを考慮した軽量のものが望ましい。

■搭載 OS について

・Windows OS を前提とするソフトを利用する講義が多いので、BYOD 用 PC については、予めお知らせした性能を有するものを推奨している旨、ご理解ください。

・なお、Mac OS 上で、講義で使用するソフトに対応するものを自力でインストールし使用できるスキル、あるいは、同じく自力で一つのノート PC に Mac OS と Windows OS をデュアルブートとして使用できるスキルがある場合に限り、Mac OS 搭載 PC を使用されてもよいものとします。

・ただしその場合でも、EXCEL マクロ(含、分析ツールボックス、ソルバーなど)が動作しない可能性もあります。その点も御勘案ください。

(3)Office アプリケーションについて

名古屋市立大学では、マイクロソフト社との包括ライセンス契約により、在学中はOfficeアプリケーション(Microsoft Word / Excel / PowerPointなど)を無償で学生が所有するPC (Windows, macOSともに)にインストールして利用することができます。したがって、これらのアプリケーションをPCと同時に購入していただく必要はありません。(購入していただいたものを利用しても差し支えありません。)ただし、利用可能となるのは入学後となります。また、本学卒業後は使用できなくなります。

(4)すでにお持ちのパソコンを使用される場合

上記に相当する仕様を満たすパソコンをすでにお持ちの場合、新たにご購入いただく必要はありません。ご不明な点がございましたら、ご入学後に担当教員にご相談ください。

(5)大学生協でのパソコン販売について

大学生協では新入生用のパソコンを販売しています。生協では、4年間生協オリジナルサポートを受けられる保証付きのパソコンを購入することができます。学部新入生向けに名古屋市立大学生協から案内されるノートパソコンは、上記の推奨仕様を満たしたものです。内容は以下の URL から確認できます。

<https://www.univcoop-tokai.jp/ncucoop/fresh/index.html>

大学生協以外で購入していただくことも全く問題ありませんので、ご検討の上、パソコンを準備してください。

新入生の皆様に

データサイエンス学部の合格おめでとうございます。新生活に心を踊らされている時期かと思えます。新生活に向けていろいろ準備されているかと思えますが、その中で一つお願いしたいことがございます。データサイエンス学部では数学の必修講義がいくつかあります。すでに入試で数学の能力は測らせていただき、それを突破されたことで皆様の潜在能力は高いと確信しておりますが、これからも数学を学び続けるうえで、受験が終わって入学までの間も学び続けてもらいたいと考えております。以下に高校数学と大学数学の橋渡しとなる本や資料を紹介させていただいております。これらを参考にして、入学前に自己研鑽を進めてもらえればと思います。そのうえで、入学後の学びに続けていってください。

微分・積分

竹縄知之『コア・テキスト微分積分[第2版]』サイエンス社 ISBN978-4781915579

統計

村上哲哉『確率 モノグラフ 21』フォーラム A 企画 ISBN 978-4894281714

村上哲哉『統計 モノグラフ 22』フォーラム A 企画 ISBN 978-4894281851

線形代数（数学 B のベクトルの発展科目）

今回入学される方々は、旧指導要領の履修者なので、現・高等数学で学ぶ「線形代数の基礎」である「行列」の話題は学ばれていません。そこで、それを補うため、以下の文部科学省が作成した教材 PDF を参考にされることをお勧めします。

高等学校数学科教材（行列入門）PDF（文部科学省・初等中等教育局・教育課程課教育課程第二係）（令和4年8月23日）

本教材は、行列の基本的な性質を学ぶために文部科学省初等中等教育局で作成した高等学校数学科教材（行列入門）です。その意図は以下の通りです。

AI 人材育成の観点から、大学等におけるデータサイエンス教育と円滑に接続することができるよう学校設定科目等で扱うことが可能な行列の教材として本教材を作成されました。ただし、本教材は、学校設定科目等だけの使用を想定しているわけではなく、行列に興味をもつ高等学校の生徒が自学自習できるものとしても作成しておりますので、ぜひ参考にしてみてください。

https://www.mext.go.jp/content/20230828-mxt-kyoiku01_000250597_1.pdf

アンケートの実施について

合格おめでとうございます。

今後の入試事務運営の参考のため、アンケート調査にご協力いただきますようお願いいたします。

ご記入いただいたアンケート用紙を、入学手続き時にご持参ください。

該当する項目に「○」を付けてください。

Q1 あなたが、入学する学部・学科は次のうちどれですか。（経済学部は学部のみ）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 医学部医学科 | <input type="checkbox"/> 2. 薬学部薬学科 |
| <input type="checkbox"/> 3. 薬学部生命薬科学科 | <input type="checkbox"/> 4. 経済学部 |
| <input type="checkbox"/> 5. 人文社会学部心理教育学科 | <input type="checkbox"/> 6. 人文社会学部現代社会学科 |
| <input type="checkbox"/> 7. 人文社会学部国際文化学科 | <input type="checkbox"/> 8. 芸術工学部情報環境デザイン学科 |
| <input type="checkbox"/> 9. 芸術工学部産業イノベーションデザイン学科 | <input type="checkbox"/> 10. 芸術工学部建築都市デザイン学科 |
| <input type="checkbox"/> 11. 看護学部看護学科 | <input type="checkbox"/> 12. 総合生命理学部総合生命理学科 |
| <input type="checkbox"/> 13. データサイエンス学部データサイエンス学科 | |

Q2 あなたは、社会人の経験はありますか。（社会人とは、①職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、②給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、又は③主婦・主夫のことを言い、アルバイトは除きます。）

1. 有 2. 無

Q3 本学を志望した動機は次のうちどれですか。（複数回答可：**3つまで**）

- | | | |
|---|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 学費等が安い | <input type="checkbox"/> 2. 大学の知名度 | <input type="checkbox"/> 3. 通学に便利 |
| <input type="checkbox"/> 4. 名古屋市内にある | <input type="checkbox"/> 5. 施設が良い | <input type="checkbox"/> 6. 就職率が良い |
| <input type="checkbox"/> 7. 教育内容が優れている | <input type="checkbox"/> 8. 優れた研究がなされている | <input type="checkbox"/> 9. 優れた教員がいる |
| <input type="checkbox"/> 10. 優れた学生や卒業生がいる | <input type="checkbox"/> 11. 自分のやりたいことができる | |
| <input type="checkbox"/> 12. 資格が取得できる | <input type="checkbox"/> 13. 奨学金制度が充実している | |
| <input type="checkbox"/> 14. 家族・親類のすすめ | <input type="checkbox"/> 15. やりたいクラブ・サークルがある | |
| <input type="checkbox"/> 16. 先輩・友人のすすめ | <input type="checkbox"/> 17. 学校(予備校)の教師のすすめ | |
| <input type="checkbox"/> 18. 大学入学共通テストの得点 | <input type="checkbox"/> 19. その他〔 | 〕 |

Q4 本学を受験する候補と決めたのはいつ頃ですか。

- | | | |
|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 中学生以前 | <input type="checkbox"/> 2. 高校1年生のとき | <input type="checkbox"/> 3. 高校2年生のとき |
| <input type="checkbox"/> 4. 高校3年生のとき(4~6月) | <input type="checkbox"/> 5. 高校3年生のとき(7~9月) | <input type="checkbox"/> 6. 高校3年生のとき(10月以降) |
| <input type="checkbox"/> 7. 高校卒業後 | | |

Q5 本学のことを知る上で、あなたが見たことのあるもの、参加したことのあるものは次のうちどれですか。

（**該当する全ての項目に「○」を付けてください。**）

- | | | |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 大学案内 | <input type="checkbox"/> 2. 入学者選抜に関する要項 | <input type="checkbox"/> 3. 学生募集要項 |
| <input type="checkbox"/> 4. 各学部のパンフレット | <input type="checkbox"/> 5. 本学ウェブサイト | <input type="checkbox"/> 6. オープンキャンパス |
| <input type="checkbox"/> 7. 本学教員による模擬講義 | <input type="checkbox"/> 8. 高校主催の大学見学会 | <input type="checkbox"/> 9. 民間業者主催の大学説明会 |
| <input type="checkbox"/> 10. 予備校主催の大学説明会 | <input type="checkbox"/> 11. 高校主催の大学説明会 | <input type="checkbox"/> 12. 新聞広告 |
| <input type="checkbox"/> 13. インターネット上のバナー広告 | <input type="checkbox"/> 14. 受験情報誌・情報サイト | <input type="checkbox"/> 15. SNS (Twitter、Facebook等) |

Q6 あなたが本学を志望校と決める上で、参考となったものは次のうちどれですか。

（複数回答可：Q5で「○」を付けた項目の中から**3つまで**）

- | | | |
|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 大学案内 | <input type="checkbox"/> 2. 入学者選抜に関する要項 | <input type="checkbox"/> 3. 学生募集要項 |
| <input type="checkbox"/> 4. 各学部のパンフレット | <input type="checkbox"/> 5. 本学ウェブサイト | <input type="checkbox"/> 6. オープンキャンパス |
| <input type="checkbox"/> 7. 本学教員による模擬講義 | <input type="checkbox"/> 8. 高校主催の大学見学会 | <input type="checkbox"/> 9. 民間業者主催の大学説明会 |
| <input type="checkbox"/> 10. 予備校主催の大学説明会 | <input type="checkbox"/> 11. 高校主催の大学説明会 | <input type="checkbox"/> 12. 新聞広告 |
| <input type="checkbox"/> 13. インターネット上のバナー広告 | <input type="checkbox"/> 14. 受験情報誌・情報サイト | <input type="checkbox"/> 15. SNS (Instagram、X等) |

Q7 大学案内や各学部のパンフレットを読んだことがある方にお聞きします。印象に残ったページや、読んだ感想があればお書きください。

[]

裏面に続きます

保護者の皆様

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、ご子息・ご息女が名古屋市立大学の入学試験にめでたく合格の栄冠をかちえられましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、名古屋市立大学には、会則のとおり保護者の皆様などを会員とする後援会が結成されております。この後援会は、主として学生の福利厚生のために大学の発展に側面から協力する目的で昭和 31 年に結成されました。以来、会員のご子息、ご息女が充実した学生生活を送ることが出来るよう様々な支援事業を行っております。

今後数年間本学に教育を託される保護者の皆様におかれましても、ご入会くださるようお願い申し上げます。

なお、本会は、保護者の皆様などから入学時にお振込いただく会費により運営致しているところであります。

細則によりまして、医学部及び薬学部薬学科ご入会の方は9万円（6ヶ年分）、薬学部生命薬科学科、経済学部、人文社会学部、芸術工学部、看護学部、総合生命理学部、データサイエンス学部ご入学の方は6万円（4ヶ年分）となっております。重ねてのお願いとはなりますが、何卒本会の趣旨にご賛同いただき、入学料等とともにお振込くださいますようお願い申し上げます。

また、後援会の活動に必要な個人情報の利用につきましては、「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」に利用目的及び利用情報をまとめておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

謹 白

名古屋市立大学後援会

会長 村井 清

後援会による学生に対する各種支援事業

課外活動に対する支援

■大学祭・クラブ活動等に対する助成

… 大学祭や、クラブ・同好会などの課外活動団体に対する助成を行っています。令和4年度は50のクラブ・同好会に助成しました。

■ゼミ合宿、クラブ合宿等における宿泊施設利用補助

… 学習、研究、課外活動のために提携施設を利用した際、宿泊代金の一部を助成しています。令和元年度は延べ238名に助成しました。令和2年度および令和3年度は新型コロナウイルスの影響で実績はなく、令和4年度もその影響を受け16名でした。

学生に対する福利厚生事業

■成績優秀者表彰

… 大学が実施する、優秀な成績を修めた学生に対する表彰「瑞秀賞」に併せて、後援会から記念品を贈呈しています。

■徳川美術館・名古屋市美術館・名古屋市博物館の入館補助

… 入館時に学生証を提示することで年間何度でも無料入館することができます。令和4年度は延べ約2,000名の学生が利用するなど、多くの学生に教養を身に着ける機会を提供しています。

就職支援・キャリア形成事業への支援

■各種資格試験受験費用助成

… TOEICを始めとする各種資格の合格者に対して、受験料の全額を助成しています。令和4年度は延べ184名に助成しました。

■業界研究など就職・キャリアに関するガイダンス開催

… 社会人としての将来像を描けるようなガイダンスに対する支援等を行っています。

国際交流活動への支援

■交換留学等に対する助成

… 本学と国際交流協定を締結している大学に留学等をする学生に対して、航空運賃の助成を行っています。

教育環境整備への支援

課外活動施設である学生会館や運動施設を中心に、学生が課外活動に使用する施設の修繕を実施しています。令和4年度は弓道場LED照明器具取替、クラブハウス流し台排水管修繕等を行いました。

名古屋市立大学後援会会則

第1条 本会は、名古屋市立大学後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、大学内に置く。

第3条 本会は、大学の整備拡充、学術研究等大学の充実のために必要な協力を与えることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学施設の整備に対する援助
- (2) 学術研究に対する援助
- (3) 教職員及び学生の福利厚生に対する援助
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 在学生(学部生に限る。)の保護者又は保証人で本会の趣旨に賛同する者
- (2) 卒業生その他本会の趣旨に賛同する個人
- (3) 本会の趣旨に賛同する法人

第6条 本会に次の役職者を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
会計	1名
監事	3名

第7条 会長、副会長は、理事会の推薦に基づき、総会で選任する。

2 理事は、会員のうちから前項により選任された会長が、総会の議を経て委嘱する。

3 前項の理事には、各学年に属する会員のうちから1名以上を含むものとする。

4 会計は理事のうちから、会長が委嘱する。

5 監事は、会員のうちから総会の議に基づき会長が委嘱する。

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 会計は、会計事務を司り、監事は、会計事務を監査する。

第10条 第6条に定める役員の外必要があると認めるときは、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応ずるものとする。

第 11 条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

ただし、時宜により書面を以って会議に代えることができる。

2 会議の議長は、会長がこれに任ずる。

第 12 条 総会は、毎年年度始めにこれを開催し、会務の報告、予算及び決算、会則の変更その他重要事項を審議決定する。

2 会長が必要あると認める時は、臨時総会を開催することができる。

第 13 条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成し、事業計画、細則の変更その他会務の運営について必要な事項を審議する。

第 14 条 役員会は、会長、副会長、会計及び監事をもって構成し、必要と認める事項を協議する。

第 15 条 会長の命を受けて本会の事務を処理するために、書記を置く。

第 16 条 本会に必要な経費は、会費及び寄附金又はその他の収入をもって充てる。

第 17 条 会員は、会費を負担するものとし、金額及び徴収方法は別に定めるところによる。

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

附 則

この会則は、昭和 31 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 38 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成 7 年 6 月 12 日から施行する。

2 この会則による改正後の名古屋市立大学後援会会則（以下「改正后会則」という。） 第 7 条第 2 項の規定は、平成 7 年度以後に委嘱する理事に適用し、平成 6 年度以前に委嘱した理事については、なお従前の例による。

3 改正后会則第 3 条の規定は、平成 8 年度から適用する。

附 則

この会則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

名古屋市立大学後援会会則細則

第1条 名古屋市立大学後援会会則（以下「会則」という。）第17条に規定する会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 会則第5条第1号の会員は、1学年につき15,000円とする。
- (2) 会則第5条第2号の個人会員は1年につき2,000円、同条第3号の法人会員は1年につき10,000円とする。

第2条 会費の徴収方法は、次のとおりとする。

- (1) 会則第5条第1号の会員は、入学手続き時に、学部ごとに定められた修業年限に15,000円を乗じて得た額を、本会事務所へ納入するものとする。
- (2) 前号の規程にかかわらず、薬学部生命薬科学科から薬学部薬学科に転学科した在学学生に係る会則第5条第1号の会員は、転学科時に、30,000円を本会事務所へ納入するものとする。
- (3) 会則第5条第2号及び第3号の会員は、毎年度当初に本会事務所へ納入するものとする。

第3条 会費は、納入後にあっては、これを返還しないものとする。

第4条 この細則の実施に関し必要な事項は、役員会の議を経て、会長が定めることができる。

附 則

この細則は、昭和31年3月3日から施行する。

附 則

この細則は、昭和36年2月15日から施行する。

附 則

この細則は、昭和38年1月5日から施行する。

附 則

この細則は、昭和38年8月14日から施行する。

附 則

この細則は、昭和39年3月25日から施行する。

附 則

この細則は、昭和43年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和53年5月12日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成7年6月12日から施行する。

2 この細則による改正後の名古屋市立大学後援会会則細則の規定は、平成8年度以後に入学する学生に適用し、平成7年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成21年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この細則による改正後の名古屋市立大学後援会会則細則第2条第2号の規程は、施行日以降に転学科する学生に適用する。

ご入学された皆さまへ

名古屋市立大学交流会ご入会について

ご入学おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

名古屋市立大学交流会は、名古屋市立大学の学生、同窓生ならびに教職員等が全学的に集う組織です。名古屋市立大学のさらなる発展と社会への貢献を図るとともに、会員相互の交流や親睦を目的としております。

ご入学された皆さまやご家族から、「誇りに思い、愛される名市大」となるよう、明るい未来に向かって歩んでまいりたいと存じます。皆さまの温かいご理解とご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。つきましては、下記によりご入会手続きのほどお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆さまのご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

名古屋市立大学交流会
会長 津田 喬子

記

1. 申込方法 入会金を入学料等とともに、入学時納付金振込依頼書にてお振込みください。
2. 入 会 金 5,000 円
3. その他 (1) 交流会の活動に必要な個人情報の利用につきましては、「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」に利用目的及び利用情報をまとめておりますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
(2) 会員情報は、業務委託先（DM 発送業者など）以外の第三者に提供することはありません。
(3) 名古屋市立大学交流会では、会員名簿を発行することはございません。（交流会を名乗った名簿発行の勧誘にご注意ください。）

以上

【問合せ先】

名古屋市立大学交流会事務局

TEL : 052-853-8005 FAX : 052-841-6201

E-mail : koryukai@sec.nagoya-cu.ac.jp

URL : <http://www.koryukai.jp>

名古屋市立大学交流会会則

(目的)

第1条 この会は、名古屋市立大学の同窓生、学生及び教職員等が全学的に集う組織として、名古屋市立大学の発展と社会への貢献を図るとともに会員相互の交流、親睦等を目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、名古屋市立大学交流会（以下「本会」という。）とする。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を名古屋市立大学内に置く。

(会員)

第4条 本会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 名古屋市立大学・同大学大学院、名古屋市立保育短期大学及び名古屋市立女子短期大学（以下「市立大学」という。）の卒業生、修了生その他市立大学に在籍したことのある者
- (2) 市立大学の学生
- (3) 市立大学（名古屋市立大学医学部附属病院を含む。以下同じ。）に勤務している者及び勤務したことのある者
- (4) 市立大学とゆかりのある者又は団体で、会長が必要と認めた者
- (5) その他本会の趣旨に賛同する者又は団体で、会長が必要と認めた者

(役員)

第5条 本会に、役員として、会長1名、副会長若干名及び理事を置く。

- 2 会長は、会員の中から理事会の推薦を受けた者を、総会において選出する。
- 3 副会長は、役員の内選により定める
- 4 理事は、別表に掲げる者及び会長が指名する者とする。

(監事)

第6条 本会に、監事若干名を置く。

- 2 監事は、理事会の同意を得て、会長が選任する。

(役員等の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務の執行を総括する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会務の執行を担当する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第8条 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副会長の任期の末日は、会長の任期の末日以前でなければならない。

2 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、監事の任期の末日は、会長の任期の末日以前でなければならない。

4 役員及び監事（以下、この条において「役員等」という）は任期満了の後、後任の役員等が選任されるまでの間、なおその職務を行なうものとする。

5 補欠により選任された役員等の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会、理事会とする。

2 総会は、原則毎年1回、開催する。

(1) 総会は会長、副会長、理事及び第4条に掲げる会員をもって組織し、会長が招集する。

(2) 総会の議長は、会長をもって充てる。

(3) 総会は、次に掲げる事項を議決する。

ア 本会の運営に関する重要事項

イ 会則の改廃に関する事項

ウ 事業計画及び事業報告に関する事項

エ 予算及び決算に関する事項

オ その他会長が諮問する事項

(4) 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、会長が招集する。ただし、時宜により書面を以って理事会に代えることができる。

- (1) 理事会は本会の運営に必要な事項を審議する。
 - (2) 理事会は、役員のうち2分の1以上の出席がなければ開会することができない。なお、別表に掲げる理事がやむを得ない理由により出席できないときは、当該理事が所属する同窓会の者を代理人として出席させることができる。
- 4 前2項にかかわらず、災害、その他やむを得ない理由により総会及び理事会の開催が困難な場合は、会長が議事を決することができる。

(事業)

第10条 本会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市立大学及び市立大学の学生への支援、連携及び協力
- (2) 懇親会、講演会等の開催等、会員相互の交流及び親睦の推進
- (3) 会員への名古屋市立大学の情報提供
- (4) 市立大学の各同窓会との連携及び協力
- (5) その他本会の目的に沿った事業活動

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は、入会金、賛助会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 本会の運営に関し必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成25年3月21日から実施する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成29年2月4日から実施する。

附 則

この会則は、平成30年2月11日から実施する。

附 則

この会則は、令和4年2月19日から実施する。

附 則

この会則は、令和5年2月18日から実施する。

別表（第5条第4項関係）

瑞友会 会長
葉友会 会長
瑞山会 会長
劍陵会 会長
瑞桜会 会長
萱光会 会長
看桜会 会長
瑞滝会 会長
同窓会さわらび 会長
ひさぎ会 代表

名古屋市立大学交流会会則細則

第1条 名古屋市立大学交流会会則（以下「会則」という。）第11条第1項に規定する入会金の額は、5,000円とし、入学の際に納入するものとする。

第2条 入会金は、納入後にあつては、これを返還しないものとする。

第3条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定めることができる。

附 則

この細則は、発布の日から施行し、平成28年度に入学する学生から適用する。

学友会からのお知らせ

新入生ならびに保護者の皆様、ご入学おめでとうございます。

学友会は正式名を名古屋市立大学学友会と称し、学生の総意を大学の運営に反映するための公的な学生
生
の意思代表機関です。当大学では学生全員が会員であり、一人一人が大学の自治の担い手となってい
ます。

毎年、卒業までの大学生活を快適なものにするため、新入生の方全員に学友会の会員となっ
て
いただき、入学時に学友会費を納めていただいています。学友会費は、大学祭、自治活動やクラブ活動など、学生
生活における様々な活動に割り当てられます。金額は、入会金 2,000円、年会費 1,500円(学友会規
約による)で、卒業までの会費を入学料等とともに一括して納めていただきます。学友会の規約は、大学ホ
ームページの [教育・学生生活 > 諸手続きのご案内 > 学生生活に関わる各種規程](http://www.nagoya-cu.ac.jp/education/procedures/rules/index.html)(<http://www.nagoya-cu.ac.jp/education/procedures/rules/index.html>)に掲載しています。

学部によって金額は異なり、以下のようになります。

医学部・薬学部(薬学科) **計 11,000円**

**薬学部(生命薬科学科)・経済学部・人文社会学部・
芸術工学部・看護学部・総合生命理学部・データサイエンス学部** **計 8,000円**

なお、納めていただいた学友会費の返金はできませんので、予めご了承ください。新入生ならびに保護
者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

◆学外諸団体にご注意ください！

入学手続き、入学式当日および新入生歓迎祭期間中には、大学周辺に勧誘や街頭アンケートが多
く
出没します。このような人たちに名前や住所、電話番号を教えると、後々まで付きまとわれ、下
宿生
の場合は下宿にまで押しかけてくることもあります。このような団体については、当方も十分に
気
を付けていますが、新入生ならびに保護者の方々も常に注意されますようお願いいたします。

◆新入生歓迎祭にぜひご参加ください！

例年、新入生の皆様を歓迎するために、新2年生が新入生歓迎行事をいろいろと企画していま
す。
新型コロナウイルス感染症の影響により変更の可能性はありますが、授業や課外活動などにつ
いて
先輩に相談したり、友だちをつくったりする場を設け、みなさんが大学生活をスタートするた
め
のお手伝いをします。ぜひご参加ください。

名古屋市立大学学友会
会長 辻 風花

令和6年度医学部入学者様ならびに保護者様 公益財団法人「不老会」の特別賛助会費納入のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私達公益財団法人不老会は、自らの遺体を無条件・無報酬で提供し、医学医療の発展と良医の育成を目指す医学教育に貢献したいと心から願う者たちの集まりです。

これまでに献体を志し、その願いを達成した会員は既に1万1千名を超え、県内の医学・歯学関係五大学において確実にその役目を果たして参りました。

貴方様におかれましてはご高承のこととは存じますが、私ども不老会の存在意義を今一度ご理解賜り、未来に向けての献体運動が末永く続けていけますよう特段のご支援を戴きたくお願い申し上げます。

なお不老会の詳細なご案内は不老会のホームページ(<http://furo-kai.or.jp>)をご参照頂くか、事務局(052-203-4580)までお問い合わせ頂ければ幸いです。

敬具

公益財団法人不老会理事長 久野 格彦
同 名古屋市立大学部会長 齊藤 光男

医学部において、解剖学は基礎医学の中でも極めて重要な学科目の一つです。医学の基礎はまず人体の構造と機能を知ることですが、人体の構造を知るためには実習の対象である「解剖遺体」が不可欠です。公益財団法人不老会は創立以来医学教育に必須の解剖遺体のお世話に当たってこられました。現在不老会では県内全ての医科歯科系大学に御献体いただいております、私ども名古屋市立大学におきましても解剖学教育のための御遺体は全て不老会よりお世話いただいております。

不老会は「寸償を求めず」をスローガンとし、純粋な奉仕の精神で献体運動に邁進されてこられました。その運営には多大な経費を要します。「不老会」創立以来医学関係諸賢より運営の支援をいただいておりますが、ご子弟のご入学に際しましてぜひとも特別賛助会員としてご支援を賜りたくお願い申し上げます。

なお医学部在学中の会費として入学年度に一括して5口(1口1万円)の納入をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。

名古屋市立大学医学部長・医学研究科長 高橋 智
同大学院医学研究科統合解剖学教授 植木 孝俊
同大学院医学研究科機能組織学教授 鶴川 真也

医学部同窓会入会のご案内

一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会(瑞友会)

会長 松本 隆

入学おめでとうございます。

名古屋市立大学医学部は、1943(昭和18)年創立の名古屋市立女子医学専門学校を起源とし、数多くの優秀な医師・研究者を輩出して参りました。このたび医学部に入学された皆様にはこの伝統を受け継ぎ、勉学に励まれ、クラブ活動等で身体や精神を鍛え、心身ともに立派な医師として育っていただきたく、同窓生一同心より願っているところです。

さて、名古屋市立大学医学部同窓会は1968(昭和43)年に発足し、会員相互の親睦をはかり、名古屋市立大学大学院医学研究科・医学部の発展に尽くすことを目的として作られた組織で、2023(令和5)年11月時点の会員総数は5365名です。

本会の行っている主な事業としては、1)会報(年3回)及び会員名簿(4年毎)の発行、2)毎年の講演会および周年事業・周年イベントの開催、3)瑞友会賞の贈呈による研究・診療の活性化、4)臨床実習開始時の学生への白衣贈呈、5)川澄祭、西日本医学生体育大会、蝶ヶ岳ボランティア診療班など学生活動への援助、6)クラス会開催の支援、7)勤務医師賠償責任保険代理店業務などがあり、また、包括連携協定を締結している時事通信社との共同事業など、今後も新規事業を展開する予定です。

医学部に入学された皆様には、学生会員として名古屋市立大学医学部同窓会(瑞友会)に入会していただいています。入学時には、入会金10万円(一部を在学中の会費に充当)を一括してお支払い頂くことになっています。

誠に恐れ入りますが、入学時納付金振込依頼書にて入学金と共にお振込いただく様をお願い申し上げます。

令和6年 春

問い合わせ連絡先

一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会(瑞友会)

TEL 052-853-8084

MAIL info@zuiyukai.com

一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会定款

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会と称する。
- 2 この法人の通称を瑞友会とする。

(主たる事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地に置く。

(目的)

- 第3条 この法人は、会員相互の扶助、親睦、連携を深め、もって名古屋市立大学大学院医学研究科・医学部の発展に寄与するとし、もって、医学・医療の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 会員間の相互扶助、親睦、連携を図るための事業
 - (2) 会報および会員名簿発行等の事業
 - (3) 顕彰事業
 - (4) 医学教育、医学研究、大学関連行事等への支援・助成事業
 - (5) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
 - (6) 上記各号の事業の他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会 員

(会員の資格)

- 第5条 この法人の会員の資格は以下のとおりとする。
- (1) 正会員
 - イ、名古屋市立女子医学専門学校、名古屋市立大学医学部（旧制）、および名古屋市立大学医学部（新制）の卒業生
 - ロ、名古屋市立大学大学院医学研究科在籍者またはその籍にあった者でこの法人の目的に賛同する者
 - ハ、名古屋市立大学医学部に在籍していた者でこの法人の目的に賛同する者
 - (2) 学生会員 名古屋市立大学医学部学生
 - (3) 特別名誉会員 この法人に特に功労があり、第5章第27条第2項に定める会長が推挙し、第4章で定める代議員会で承認された者。
- 2 この法人に、第3章の規定に基づき、正会員または学生会員の中から選任された代議員を置き、代議員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

(名誉会長等)

第6条 この法人には名誉会長を置くことができる。名誉会長は、名古屋市立大学の学長とし、理事会においてこれを推挙する。

2 正会員のうち、卒業後51年以上の者、または年齢75歳以上の者を名誉会員と称する。

(正会員及び学生会員の権利)

第7条 正会員および学生会員は、第3章に定める代議員選挙の選挙権および被選挙権を有するほか、法人法に規定された次に掲げる権利を代議員と同様に当法人に対して行使することができる。なお、正会員のうち75歳以上の者(名誉会員)は、第3章に定める代議員選挙の被選挙権を有しない。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(会員名簿の閲覧)
- (3) 一般法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧)
- (4) 一般法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (5) 一般法人法第57条第4項の権利(代議員会議事録の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利(合併契約書の閲覧等)

(入会等)

第8条 正会員および学生会員となるには、この法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この法人の正会員及び学生会員は、代議員会において別に定める会費規定による会費を支払わなければならない。
- 3 一旦納付された会費は、いかなる事由に依るも返却しない。

(退会)

第9条 この法人の会員は次の事由によって退会する。

- (1) 会員資格の喪失
 - (2) 会員本人の退会の申し出
 - (3) 死亡、失踪宣告
- 2 この法人の会員が退会しようとするときは、理由を付して会長に退会届を文書により提出しなければならない。
- 3 正会員は、第8条の会費を5年間継続して納めない場合は、その資格を喪失する。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議により除名することができる。

- る。
- (1) 法人の名誉を毀損し、またはこの定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会員を除名しようとする時は、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会員の除名決議が成立したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第3章 代議員および予備代議員

(代議員)

第11条 この法人に次の代議員を置き、次条以下の規定により、正会員、学生会員から選出される代議員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 第5条(1)イに相当する正会員により、卒業後50年までの各卒業年次ごとに選出された者
- (2) 第5条(1)ロ及びハに該当する正会員により選出された者
- (3) 第5条(2)に該当する学生会員により学年ごとに選出された者
- (4) (1)(2)または(3)とは別に各支部に属する正会員により選出された者

(代議員の選出)

第12条 代議員は選挙により選出する。代議員の選挙を行うために必要な細則は、理事会がこれを定める。

- (1) 第11条(1)の代議員数は、卒業年次ごとに1名とする
- (2) 第11条(2)の代議員数は、概ね80名の中から1名とする
- (3) 第11条(3)の代議員数は、各学年に1名とする
- (4) 第11条(4)の代議員数は、各支部別に1名とする

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 代議員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 前項の規定に係らず、代議員が代議員会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えまたは理事もしくは監事の解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条または第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事および監事(以下「役員」という。)の選任および解任(一般法人法第63条および第70条)ならびに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。
- 4 代議員は、当法人の役員を兼務することはできない。

(予備代議員)

第14条 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、あらかじめ補欠の代議員（以下、「予備代議員」という。）を選出することができる。予備代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 2 予備代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の代議員の予備代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 3 第1項の予備代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

第4章 代議員会

(構成)

第15条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員会をもって、法人法上の社員総会とする。

(開催)

第16条 代議員会は、定時代議員会を毎事業年度終了後3か月以内に開催する他、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

- 2 代議員会および臨時代議員会は代議員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第17条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、副会長が理事会を招集する。

- 2 次に掲げる場合には、会長は臨時代議員会を招集しなければならない。
 - (1) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が招集を決議したとき。
- 3 会長は、前項に規定による請求があつたときは、4週間以内に代議員会を招集しなければならない。
- 4 代議員会を招集するときは、総代議員に対し、会議の日時、場所、目的および議題その他法務省令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第18条 代議員会に、議長1名、副議長1名を置く。

2 議長及び副議長は、代議員会において、出席した代議員の中から選定する。

(代議員会の任務)

第19条 定時代議員会では、次の事項について審議、議決する。

- (1) 事業報告および決算に関する事項
- (2) 事業計画および予算に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

(議決権)

第20条 代議員会における議決権は、1代議員につき1個とする。

(決議の方法)

第21条 代議員会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。
 - (1) 代議員および会員の除名
 - (2) 理事の解任
 - (3) 監事の解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代議員会への出席発言)

第22条 役員は、代議員会に出席して、発言することができる。代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

2 正会員は、議長の許可を得て代議員会に出席し、発言することができるが、議決権はない。

(議決権の代理行使)

第23条 代議員は次に掲げるものを代理人として、議決権を行使することが出来る。ただし、この場合には、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- (1) 支部選出代議員の場合は、当該代議員が所属する支部の正会員
- (2) 卒業年度別選出代議員の場合は、同じ卒業年度の正会員
- (3) 第11条(2)により選出された代議員の場合は、第5条(1)ロまたはハの正会員
- (4) 第11条(3)により選出された代議員の場合は、同じ学年の学生会員

(書面による議決権の行使)

第24条 代議員会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって議決することができる。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権数に算入する。

(代議員会の決議の省略)

第25条 理事又は代議員が代議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長および代議員会において選任された議事録署名人2名が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内で、正会員から選任する。
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とし、若干名(7名以内)を常務理事とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事および監事は、代議員会の議決によって選任する。

- 2 会長、副会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別な関係があるものを含む。)である理事の数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務および権限)

第29条 理事は、理事会を構成し法令および定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令および定款で定めるところによりこの法人を代表し、業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務および権限)

第30条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(顧問)

第31条 この法人に任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の諮問に応じること
 - (2) 会長が必要と認めた場合は理事会に出席し、参考意見を述べること
- 3 顧問は歴代の同窓会会長経験者、この法人の会長経験者の中から会長が選任し、理事会において決議する。
- 4 顧問の任期は、選任当時の会長の在任期間とする。
- 5 顧問の解任は理事会において決議する。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結までの時とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事または監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(会長の任期の制限)

第33条 会長の任期は、理事の任期3期または選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時を超えないものとする。

(役員解任)

第34条 理事および監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第35条 この法人の役員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第 37 条 理事会は、法令または別に本定款で定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選定および解任

(開催)

第 38 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年 3 回、定期に開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 法令または別に本定款で定めるものの他、会長以外の 3 名以上の理事から、会議の目的である事項および招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長および監事が記名押印する。ただし、会長が欠席の場合は、出席した理事および監事の全員がこれに記名押印する。

(委員会)

第43条 第4条に定める事業を円滑に遂行するため、理事会のもとに次の委員会を置くことができる。

(1) 運営委員会

- イ 会長、副会長および各委員会委員長で構成する。
- ロ 会務全般にわたり円滑に遂行できるように調整を図る。

(2) 総務委員会

- イ 総会、理事会に関する事項
- ロ 役員選任に関する事項
- ハ その他一般会務に関する事項

(3) 情報委員会

- イ 会報の編集、発行に関する事項
- ロ 会員の連絡、異動調査に関する事項
- ハ 会員管理および会員名簿に関する事項

(4) 事業委員会

- イ 各種事業の企画、立案、実行に関する事項
- ロ 資産管理に関する事項

(5) 顕彰委員会

会員の顕彰に関する事項

(6) その他の委員会

会長は必要に応じて、他の委員会を置くことができる。

- 2 各委員会の委員長は会長が指名するものとする。
- 3 各委員会は、会長の委嘱により委員長が招集する。
- 4 各委員会の委員長は、理事会の決議を経て正会員および学生会員の中から委員を選任することができる。

第7章 支部

第44条 この法人は、必要に応じて各地区に支部を置くことができる。

- 2 支部の設置は理事会の承認を必要とする。
- 3 支部は支部長を選任する。
- 4 支部運営は支部長があたる。
- 5 支部の運営補助金を各支部に毎年給付するものとする。

第8章 資産および会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年1期とする。

(基金)

第46条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(事業計画および収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類に際しては、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時代議委員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事の名簿

(剰余金)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 この法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

第11章 事務局

(事務局)

第54条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局には、理事会の決議により事務職員を置くことができ、事務職員は会計および会務を補佐する。
- 3 事務局を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の議決により、会長が定める。

第12章 補則

第55条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

- 2 この定款を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の議決により、会長が定める。

上記は当法人の定款に相違ありません。

令和 5年 1月 20日

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
一般社団法人名古屋市立大学医学部同窓会
代表理事 松 本 隆

医学部入学者の皆様

一般社団法人 名古屋市立大学医学部同窓会（瑞友会）

会長 松本 隆

個人情報提供のお願い

名古屋市立大学医学部同窓会（瑞友会）では、会報の発送や同窓会名簿発行等のために入学者の皆様の住所等の情報が必要となります。同窓会のスムーズな運営のため、入学者の皆様におかれましては、その趣旨をご理解いただき、大学に提供していただいた個人情報を同窓会活動のためにも利用することをご承認下さい。なお、これは任意ですので、もし許可できない場合は下記同窓会事務までお知らせ下さい。

〒467-8601

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地

一般社団法人名古屋市立大学医学部同窓会（瑞友会）

TEL 052-853-8084 FAX 052-842-7361

MAIL info@zuiyukai.com

令和6年度（2024年度） 名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」入会について

この度名古屋市立大学経済学部の合格、心よりお祝い申し上げます。
私どもは、名古屋市立大学経済学部生の同窓会で、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的として、1978年（昭和53年）11月19日に設立されました。
2023年（令和5年）3月末現在での経済学部卒業者は累計1万1000名を超え、登録されている瑞山会正会員も1万人を超えています。
活動については年1回の総会・懇親会をはじめ各種行事を開催しています。また現在9つの職域、職種別支部があり、地域支部としては関東支部（1都7県）に引き続き令和3年6月には関西支部（2府4県）が設立され卒業後も身近な会員相互との交流と親睦を深める場が整っています。

入学された皆様方におかれましては、瑞山会会則*に有ります「瑞山会準会員」としてご入会となります。つきましては、入会金を入学手続き日に「諸団体納付金」として納付くださいますようお願い申し上げます。また卒業時には「正会員」となり、入会金は終身会費に充当されます。

*「瑞山会会則」は瑞山会ホームページ（URLは下記）をご覧ください。
なお、準会員の特典、瑞山会情報の閲覧及び加入登録、入会金は下記のとおりです。

1、特典

（準会員）

- 1) 在学中の成績や行いに対して、大学の推薦により卒業時に瑞山会表彰を受けることができます。
- 2) 年1回発行の会報が閲覧できます。 *学内同窓会掲示板に掲示致します。
- 3) 大学の推薦及び当会の定める条件を満たせば、名古屋市立大学協定校に6ヶ月以上留学する場合、留学費補助が受けられる「瑞山会協定校留学費補助制度」を活用できます。

（正会員）※卒業後

- 1) 各種瑞山会行事（総会・懇親会 他）への案内
- 2) 年1回発行の会報をお届け
- 3) 同期会、ゼミ同窓会開催時の支援 ※瑞山会ホームページのよくあるご質問をご確認下さい。

2、瑞山会情報の閲覧

ホームページで、瑞山会の活動状況を知ることができます。

*URL は <https://www.zuizankai.jp/> です。

3、登録および入会金

- 1) **加入登録** : 入学時納付金振込依頼書にて、入会金を入学料等とともに振り込んでください。
なお、添付の「瑞山会加入登録書」に必要事項を記入いただき入学手続き時に提出願います。
住所等登録を希望されない方に付きましては氏名の記入をお願い致します。
- 2) **入会金** : 30,000円（諸団体納付金に含まれます）

<お問合せ先>

上記URLの瑞山会ホームページのトップページにあるお問合せをご利用願います。

名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」加入登録及び個人情報取り扱いに対する同意書

下記項目に関する情報を名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」へ提供し、下記【個人情報の取扱について】のとおり取扱うことに同意します。

記入日 令和 年 月 日

加入登録者 氏 名	(フリガナ)
住 所 1	(現住所)：実家(帰省先) 〒 TEL
住 所 2	(入学後住所)：下宿先住所を記入願います。実家通学の場合は「同上」と記入願います。 〒 TEL

【個人情報の取扱について】

- 1、名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」が保有する会員情報は、同窓会名簿の基礎資料とするほか会報、行事連絡等のご案内など「瑞山会」から会員への情報発信に利用します。
- 2、会員情報は、業務委託先（DM発送業者）以外の第三者に提供することはありません。
- 3、会員情報の管理については、個人情報保護法を遵守し、会員の利益が損なわれないように留意し、個人情報の保護に努めます。

尚、加入登録につきましては住所等登録を希望されない方に付きましても氏名の記入をお願い致します。

以上

名古屋市立大学人文社会学部同窓会（瑞桜会）入会のご案内

ご入学おめでとうございます。

人文社会学部同窓会（瑞桜会）は、名古屋市立大学人文社会学部卒業生により組織され、会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とし、名簿、会報の発行、総会などを行っております。

皆様方にも入学と同時に学生会員として入会していただきたく、お手数ですが、下記により入会の手続をお願いいたします。

記

1 申し込み

入学時納付金振込依頼書にて、同窓会費を入学料等とともにお振り込みください。

2 同窓会費

15,000円

入会金 5,000円

年会費5か年分 10,000円

名古屋市立大学人文社会学部同窓会

会 長 野村 圭一



名古屋市立大学人文社会学部同窓会

瑞桜会

芸術工学部入学者の皆様

名古屋市立大学芸術工学部同窓会 萱光会

名古屋市立大学芸術工学部同窓会 萱光会 入会のご案内

ご入学おめでとうございます！

名古屋市立大学芸術工学部は平成8年4月に開設され、平成12年3月に始めての卒業生を送り出しました。それを機に、名古屋市立大学芸術工学部同窓会 萱光会（けんこうかい）が設立されました。

本会は芸術工学部の卒業生、在校生、教員を会員とし、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的として、会報・会員名簿の発行、活動助成、総会、親睦会の開催などを行っています。

皆様にも入学時に入会いただきたく、お手数ですが下記により入会の手続きをおとりいただけますようお願い申し上げます。

あわせて、同窓会活動に使用するために、**個人情報の届出書**を提出くださいますようお願い申し上げます。

同窓会の活動内容につきましては、別紙のカラープリントや同窓会サイト（<http://www.sda.nagoya-cu.ac.jp/dousoukai/>）をご参照ください。サイトには事業内容のほか会則、会報などを掲載しています。

記

- 1 申し込み 入学時納付金振込依頼書にて入会金および会費を入学料等とともにお振り込みください。
- 2 10,000円
- 3 会費 10,000円（終身会費）

各種団体における個人情報の届出書(萱光会(芸術工学部同窓会))

1 学科名 情報環境デザイン学科・産業イノベーションデザイン学科・建築都市デザイン学科

※ 上記学科名に○を付けてください。

2 受験番号

--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ

.....

3 氏 名

4 住所または
連絡先

〒

--	--	--

 -

--	--	--	--

5 メールアドレス

@

上記項目にかかる個人情報を萱光会(芸術工学部同窓会)活動に使用することに同意します。

署名

看護学部入学者の皆様

名古屋市立大学看護学部同窓会（看桜会）
会長 平岡翠

名古屋市立大学看護学部同窓会（看桜会） 入会のご案内

ご入学おめでとうございます。

名古屋市立大学看護学部同窓会（看桜会）は、看護学部の前身である名古屋市立大学看護学校卒業生 1,018 名と名古屋市立大学看護短期大学部卒業生 1,068 名、そして名古屋市立大学看護学部卒業生 1,662 名および同看護学部の学生会員 361 名からなる総勢 4,109 名（令和 5 年 12 月現在）の伝統と信頼に足る看護学部を支援する組織です。

毎年、名古屋市立大学看護学部新入生の皆様を本同窓会の学生会員としてお迎えし、会員相互の親睦を図り、看護の向上と発展に寄与することを目的に、総会ならびに親睦会の開催、会員名簿の作成など、同窓会会員の皆様と共に活動をしています。

同窓会は母校での学びをもとに、これまでに培った看護力やネットワークを活かし、健康で生き生きとした社会と組織を目指し活躍をしてまいります。

皆様方にもご入学と同時に名古屋市立大学看護学部同窓会（看桜会）の学生会員として入会していただきたく、お手数ながら下記により入会の手続きをお願い申し上げます。

なお、入会金は卒業時、自動的に同窓会終身会費として充当されることとなります。

記

1. 申し込み 入会金は、入学時入学料等とともに納付金振込依頼書にて振り込んでください。
2. 入会金 8,000 円

名古屋市立大学看護学部同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、名古屋市立大学看護学部同窓会と称する。
1. この会の通称を看桜会とする。
- 第2条 本会の事務所は、名古屋市立大学看護学部に置く。
- 第3条 本会は 会員相互の親睦を図り、看護の向上と発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 親睦会の開催等、会員の親睦を深める事業
 - (2) 名古屋市立大学看護学部、学生会員への支援
 - (3) 会員名簿の管理
 - (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 本会は、次の会員を持って組織する。
- (1) 正 会 員 名古屋市立大学看護学部の卒業生
名古屋市立大学看護短期大学部の卒業生
名古屋市立大学看護学校の卒業生
 - (2) 学生会員 名古屋市立大学看護学部の在学生
 - (3) 特別会員 名古屋市立大学看護学部の教員並びに旧教員
 - (4) 本会には、名誉会員を置くことができる。

第3章 役 員

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名（看護学部1名、看護短期大学部1名、看護学校1名）
 - (3) 理 事 6名 以上
 - (4) 監 事 2名
 - (5) 代議員 各クラス1名
2. 会長、副会長は、正会員の中から選出する。
 3. 理事および監事は、正会員の中から代議員会において選出する。
 - (1) 理事等、必要と認めたる者を理事会で推薦し、代議員会において承認を得る
 4. 代議員は、卒業年次ごとの互選による。
- 第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。欠員を生じた場合は、補欠役員選任その任期は前任者の任期期間とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。
 2. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
 3. 監事は、本会の会計を監査する。
 4. 代議員は、代議員会を構成し、重要事項の評議に参加する。
- 第9条 本会に任意の機関として、顧問若干名と名誉顧問を置くことができる。
1. 顧問は、会長の諮問に応じ、会長が必要と認めた場合は理事会に出席し、参考意見を述べる。
 2. 顧問は歴代の同窓会会長経験者から会長が選任し、理事会において決議する。
 3. 名誉顧問は、歴代の顧問経験者の中から会長が選任し、理事会において決議する。

第4章 会 議

第10条 会議は、総会、代議員会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

第11条 通常総会は毎年1回開催し、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更、改正
- (2) 決算および予算
- (3) 役員選挙
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上の要請があったときに開催する。

3. 理事会は、次の事項を議決する。ただし、特に必要認めるときは、代議員会の意見を聞くものとする。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会務の執行に関すること

第12条 会議は会長が招集する。

第13条 総会の議長は、その都度、出席会員の中から選出する。

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会 計

第15条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第16条 会員は、別に定めるところにより、会費等を納入しなければならない。

第17条 本会の会計年は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 雑 則

第18条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

細則

1 会費は、入会金として8,000円を徴収し、終身会費とし、その他必要の都度、臨時会費として徴収する。ただし、平成27年度4月1日より実施する。

附則

この会則は、昭和42年10月15日から施行する。

この会則は、平成3年5月26日から施行する。

この会則は、平成15年3月1日から施行する。

この会則は、平成15年6月22日から施行する。

この会則は、平成19年10月8日から施行する。

この会則は、平成25年11月16日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年11月19日から施行する。

この会則は、平成30年11月17日から施行する。

この会則は、令和5年2月18日から施行する。

会員福利基金支出規程

1. この基金は、名古屋市立大学看護学部同窓会の看護学校 30 年史および閉校行事についての会員寄付等である。
2. この基金は、名古屋市立大学看護学部同窓会の役員会により運営される。
3. この基金は、下記の事項により支出する。
 - 1) 会員の死亡時
 - ① 花輪またはこれに相当する金額
 - ② 同窓会名は、名古屋市立大学看護学部同窓会・名古屋市立短期大学部同窓会・名古屋市立看護学校同窓会のいずれかを使用する。
 - 2) その他、理事会で必要と認めたとき

附則

この規程は、平成 3 年 5 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 8 日から施行する。

看護学部入学者の皆様

名古屋市立大学看護学部同窓会（看桜会）

会長 平岡翠

個人情報提供のお願い

看護学部同窓会（看桜会）では、同窓会名簿の発行等の関係上、入学者の皆様
様の住所等の情報が必要となることがあります。入学者の皆様におかれまして
は、同窓会の円滑な運営のため、趣旨をご理解いただき、「各種団体における個人
情報の届出書」を提出していただきますようお願いいたします。なお、届出
書の提出につきましては強制するものではありません。

